

塩竈市復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第2回）	平成25年9月12日（木）16:00～16:20
場 所	宮城県庁9階 第1会議室	
復興整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災復興特別区域法第49条第4項に基づく農地転用の許可（桂島地区） ・ 東日本大震災復興特別区域法第49条第4項に基づく開発の許可 (桂島地区・野々島地区) 	
出席者	塩竈市	建設部長 鈴木 正彦 震災復興推進局 局長兼政策調整監 伊藤 喜昭 建設部 次長兼下水道課長 千葉 正 震災復興推進局 次長兼復興推進課長 佐藤 達也 建設部 都市計画課長 佐藤 寛之 建設部 定住促進課長 阿部 光浩 建設部 都市計画課長補佐兼総務係長 高橋 英治 震災復興推進局 復興推進課長補佐兼総務係長 鈴木 良夫 産業環境部 水産振興課 浅海農政係長 渡辺 敏弘
	復興庁	宮城復興局 主任専門調査官 大森 隆博 宮城復興局 主査 児玉 昌也
	宮城県農業会議	事務局次長 杉田 邦明
	塩竈市農業委員会	会長職務代理 佐藤 義男
	宮城県	土木部都市計画課 技術補佐（総括） 藤田 仁 土木部復興まちづくり推進室室長補佐（総括担当） 佐々木 康栄 土木部建築宅地課長 千葉 晃司 農林水産部農業振興課長 高瀬 修 震災復興・企画部地域復興支援課長 熊谷 良哉

○協議内容

- 1 開会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 副参事兼課長補佐（総括担当）稲村 伸）
 - ・ 出席者紹介：配布済の出席者名簿で確認
 - ・ 会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
 - ・ 傍聴人への注意

2 議事

塩竈市復興整備協議会規約第7条により、塩竈市長代理人の鈴木建設部長が議長となる。

(塩竈市建設部長 鈴木)

それでは、塩竈市復興整備計画(案)について、事務局から説明願います。

(塩竈市事務局 震災復興推進局長 伊藤)

様式第2により説明。

(塩竈市建設部長 鈴木)

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(震災復興・企画部地域復興支援課長 熊谷)

桂島地区及び寒風沢地区は集団移転元が表記されているが、野々島地区の移転元はないのでしょうか。

(塩竈市事務局 震災復興推進局次長兼復興推進課長 佐藤)

野々島地区は、集団移転促進事業は実施せず災害公営住宅整備事業のみの為、図面に移転元の表記を行なっていません。

(震災復興・企画部地域復興支援課長 熊谷)

了解しました。

(塩竈市建設部長 鈴木)

その他に、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(宮城県農業会議 杉田)

桂島地区の移転元の面積に対して、移転先の面積が小さいですが、宅地が納まるのでしょうか。

(塩竈市事務局 震災復興推進局次長兼復興推進課長 佐藤)

桂島地区の移転元の大部分は、農地や雑種地等の宅地以外の土地利用であり、本計画の防災集団移転の区域で納まります。

(宮城県農業会議 杉田)

了解しました。

(塩竈市建設部長 鈴木)

その他に、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(塩竈市建設部長 鈴木)

次に、今回の塩竈市復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、農地法第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(塩竈市事務局 震災復興推進局長 伊藤)

塩竈市復興整備計画(案)【様式第8】(別紙様式含む)により説明。

(塩竈市建設部長 鈴木)

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。まず、宮城県農業会議の杉田様いかがでしょうか。

(宮城県農業会議 杉田)

桂島地区の集団移転元の農地の跡地利用について、グリーンツーリズムやエコツーリズムの考えに加えて、島の地域資源である菜の花を活かした検討を進めて欲しい。

(塩竈市事務局 震災復興推進局次長兼復興推進課長 佐藤)

移転元の農地を含めた跡地利用については、復興庁と協議しながら検討を進めており、今後はご指摘の意見を踏まえながら、検討を進めて参ります。

(塩竈市建設部長 鈴木)

続いて、塩竈市農業委員会の佐藤様いかがでしょうか。

(塩竈市農業委員会 佐藤)

特に異存はありません。

(塩竈市建設部長 鈴木)

次に、今回の復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、開発許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(塩竈市事務局 震災復興推進局長 伊藤)

塩竈市復興整備計画(案)【様式第10】(別紙様式含む)により説明。

(塩竈市建設部長 鈴木)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の建築宅地課から補足することはございませんか。

(宮城県建築宅地課 千葉)

市街化調整区域であるが、2地区とも早期の事業着手が望まれております。工事施行者が決定次第変更届を出していただくことで支障はありません。野々島地区について十分な高さを確保して高潮対策に配慮していただきたいと思います。技術基準にも適合しており特に問題はありません。

(塩竈市建設部長 鈴木)

その他に、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(塩竈市建設部長 鈴木)

それでは、最後に今回の復興整備計画全体について、了承いただけますか。

(出席者一同)

異議なし。

(塩竈市建設部長 鈴木)

では、今回の復興整備計画全体について、了承されました。

以上で、議事を終了いたします。

3 閉会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 副参事兼課長補佐 (総括担当) 稲村 伸)

○協議結果

- ・ 集団移転促進事業及びその他施設に関する事業の区域の土地利用方針について、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項に基づく宮城県知事の許可(桂島地区)について、協議会です承された。
- ・ 集団移転促進事業及びその他施設に関する事業にかかる東日本大震災復興特別区域法第49条第4項に基づく開発の許可(桂島地区・野々島地区)について、協議会です承された。